

議 第 八 号

仙台市市税条例の一部を改正する条例(案)

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の規定により提出します。

平成十八年十一月三十日

提 出 者

議 員

福 島

か ず え

”

花 木

則 彰

”

嗟 峨

サ ダ 子

”

正 木

満 之

”

船 山

由 美

賛 成 者

議 員

ふ る く ぼ

和 子

仙 台 市 議 会 議 長

柳 橋 邦 彦 様

仙台市市税条例の一部を改正する条例

仙台市市税条例（昭和四十年仙台市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「（鉱産税にあつては第一号とし、特別土地保有税及び事業所税にあつては同号又は第三号とする。）」を「（固定資産税及び軽自動車税にあつては第一号、第二号又は第四号とし、鉱産税にあつては第一号とし、特別土地保有税及び事業所税にあつては同号又は第四号とする。）」に改め、同項第三号を第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 前年の合計所得金額が生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第八条第一項の規定により厚生労働大臣が定める保護の基準を考慮し規則で定める金額以下である者で、市民税の納付が困難であると市長が認めるもの

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第十一条の規定は、平成十九年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成十八年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

理 由

少額所得者の個人の市民税の軽減を行い、生活安定の一助とするため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。